

# 不動産消費者被害110番

～弁護士による無料電話相談を行います！～

高度成長期に「確実に値上がりします」と言って売りつけられた土地（原野）を巡るトラブルが多発しています。売りつけられた土地は実際には価値がないのに、悪質な業者が「別の土地を買えば高額で売ることができます」「ほかの土地と交換してあげましょう」「土地を売却するためには広告や測量が必要です」「経費を掛ければ税金対策になります、いただいた経費分は後でお返しします」などと言って、別の土地を売りつけたり、広告費や測量費、管理費などの名目でお金をだまし取ったりする被害（原野商法二次被害）が多発しています。

その他にも、不動産投資、サブリース契約などをめぐって、老後の生活の不安をあおるなど、様々な手口で消費者をだます被害が多数報告されています。

東京三弁護士会多摩支部では、このような被害者の方のために、下記日程で無料電話相談を行うこととしました。

「もしかしたら被害に遭ったかもしれない」「契約はしたけれどお金が戻ってくるかどうか不安」など、少しでも気になることがあれば、お気軽にお電話ください！

【実施日時】 2020年3月13日（金）、14日（土）

午前10時～午後4時

【電話番号】  0120-127-400

※上記実施日時限定の電話番号です。

昔買った土地が高く売れると言われたのに、  
いつの間にかお金を払うことになっている・・・。  
信用して大丈夫だろうか？



私たちがお相談に乗ります！  
お気軽にお電話下さい！



東京三弁護士会多摩支部主催

お問い合わせ先  
東京三弁護士会多摩支部事務局  
TEL 042-548-3800